

6. 主な職種の勤務体制

特別養護老人ホーム

医師	毎週火曜日 13:15 ~ 15:15
生活相談員	通常勤務 8:30 ~ 17:30 (月々の勤務表に基づく)
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:00 ~ 16:00 4名 日中 8:30 ~ 17:30 5名 遅出 10:30 ~ 19:30 4名 夜間 17:00 ~ 翌9:00 4名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 8:30 ~ 17:30 2名
機能訓練指導員	8:30 ~ 17:30

短期入所生活介護 (特養と一体勤務)

医師	毎週火曜日 13:15 ~ 15:15
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝 7:00 ~ 16:00 4名 日中 8:30 ~ 17:30 5名 遅出 10:30 ~ 19:00 4名 夜間 17:00 ~ 翌9:00 4名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 7:00 ~ 16:30 1名 8:30 ~ 17:30 2名 10:00 ~ 19:00 1名
機能訓練指導員	8:30 ~ 17:30

通所介護

医師	—
介護職員	勤務時間 8:30 ~ 17:30 ☆原則として職員1名あたり利用者6名のお世話をします。
看護職員	勤務時間 8:30 ~ 17:30 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
機能訓練指導員	10:30 ~ 15:00